

議案第195号

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和2年9月4日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
福岡市西区小戸五丁目5番23号 平野造園株式会社	1,510,850円

2 事件の概要

令和2年2月28日午後4時頃、相手方平野造園株式会社所有の特殊用途自動車が、市内南区柏原四丁目1番付近の市道において、刈り取った草を積み込むため駐車しようとして後退した際、当該市道下に空洞が生じていたため、路面が突然陥没して車輪が落ち込み、当該車両が破損して損害が生じたものである。